

衆議院内閣委員会ニュース

【第201回国会】令和2年3月18日（水）、第4回の委員会が開かれました。

- 1 内閣の重要政策に関する件、公務員の制度及び給与並びに行政機構に関する件、栄典及び公式制度に関する件、男女共同参画社会の形成の促進に関する件、国民生活の安定及び向上に関する件及び警察に関する件
 - ・赤羽国務大臣、菅国務大臣、武田国務大臣、衛藤国務大臣、西村国務大臣、御法川国土交通副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。
 - (参考人) 日本銀行企画局長 加藤毅君
 - (質疑者) 今井雅人君（立国社）、源馬謙太郎君（立国社）、柚木道義君（立国社）、浦野靖人君（維新）、吉田統彦君（立国社）、塩川鉄也君（共産）

(質疑者及び主な質疑事項)

今井雅人君（立国社）

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応

- ア 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）における検討内容
- イ 専門家会議が報告を行ってから安倍内閣総理大臣が次の判断を下すまでのプロセス
- ウ 経済への影響についての西村国務大臣の現状認識並びに緊急経済対策のスケジュール及び規模
- エ 緊急経済対策の一環として消費税率を一時的に引き下げることについての西村国務大臣の見解

(2) 財務省における森友学園に係る決裁文書の改ざん問題

- ア 麻生財務大臣が問題を受けて自殺した近畿財務局職員の墓参を行うか否かについての遺族と財務省職員とのやり取りの事実関係
- イ 職員が自殺した当時の近畿財務局長が遺族に対し「大臣の墓参を断ってくれてありがとう」との旨を述べた事実の有無
- ウ 麻生財務大臣の墓参の件について遺族と直接やり取りした財務省職員に事実関係を確認し、国会に報告する必要性
- エ 実際に決裁文書を改ざんした職員が自殺し、改ざんの首謀者達が出世していることについての菅内閣官房長官の認識
- オ 決裁文書改ざんを自殺によって償った職員がいる一方で、改ざんの首謀者達の懲戒処分が最も重くて停職3か月であったことの妥当性
- カ 遺族の要望に沿って、安倍内閣総理大臣や麻生財務大臣の墓参を進言する必要性
- キ 野党の追及を避けるために資料はできる限り開示しないか、開示時期を後送りする旨を佐川元財務省理財局長（以下「佐川元局長」という。）が指示した事実の有無
- ク 野党から資料要求があったときは与党に事前説明し、了承を得るとの財務省内のルールの有無
- ケ 自殺した職員の遺書において、法律相談文書の存在を近畿財務局の幹部が認識していたにもかかわらず、後から調べた際に見つかったとの虚偽答弁を行ったとされていることについての事実関係
- コ 自殺した職員の遺書において、ケの法律相談文書は、保存期間1年未満であって、後で調べた結果保存期間5年の文書の中に含まれていたとの主張は虚偽であるとされていることについての事実関係
- サ 会計検査院による検査を受けるに当たり、内部検討資料等を一切示さないこと等を財務省本省が指示した事実の有無
- シ 大阪地検特捜部が近畿財務局に捜査に入る前に国有地に関する資料を全て処分した事実の有無
- ス 「私や妻が関係しているということになれば総理大臣も国会議員も辞める」との旨の安倍内閣総理大臣の答弁が端緒となって職員が自殺したとの意見についての菅内閣官房長官の認識

源馬謙太郎君（立国社）

- (1) 新型コロナウイルス感染症への対応の見通しについての西村国務大臣の見解
- (2) デジタルプラットフォーム規制
 - ア デジタル市場におけるルール整備
 - a 現状及び政府が今後採るべき対応に係る西村国務大臣の見解
 - b 政府が認識している課題
 - c 公正で透明な取引に向けてインセンティブが働く仕組みを設ける必要性
 - イ 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案
 - a 政府が恣意的に規制する可能性及び規制範囲が際限なく広がる可能性
 - b 企業規模に関する基準を設ける予定の有無
 - c 内外無差別に対応するために規制範囲について明確な基準を設ける必要性
 - d 企業の自主的な手続・体制整備に向けて現在政府において行われている検討内容
 - ウ アプリストア市場
 - a プラットフォーマーのシェアの現状
 - b 同市場の寡占状態についての政府の認識
 - c 手数料について政府が何らかの対応を行う必要性
 - d 公正取引委員会が調査に入って実態を把握する必要性
- (3) 少子化対策
 - ア 平成 25 年に取りまとめられた「少子化危機突破のための緊急対策」における数値目標の進捗状況
 - イ 数値目標を達成した具体的項目
 - ウ 少子化対策の方向性についての衛藤国務大臣の見解

柚木道義君（立国社）

財務省における森友学園に係る決裁文書の改ざん問題

- ア 麻生財務大臣の弔問について財務省内で近畿財務局職員遺族の意向の伝達に齟齬が生じた理由
- イ 遺族の意向を麻生国務大臣に伝達することの確認
- ウ 菅内閣官房長官と佐川元局長との会合が平成 29 年 2 月 22 日に行われたことの確認
- エ ウの会合を指示した人物の確認
- オ ウの会合が安倍内閣総理大臣の指示によるものであることの確認
- カ ウの会合でのやり取り内容
- キ 総理夫人が夫人付の職員を通じて財務省理財局の国有財産審理室に問合せをしたことが決裁文書に記載されている旨について菅内閣官房長官が報告を受けたかの確認
- ク 総理夫人の名前が決裁文書に記載されているか報告を受けていないにもかかわらず菅内閣官房長官が安倍内閣総理大臣に何ら問題がなかったと報告した理由
- ケ キの問合せについて決裁文書に記載されているか報告を受けていないにもかかわらず菅内閣官房長官が会見で交渉記録について決裁文書にほとんどの部分は書かれていると述べた根拠
- コ ウの会合で決裁文書の修正に係るやり取りが行われたかの確認
- サ 決裁文書の改ざんを誰が指示したかについての菅内閣官房長官の見解
- シ 佐川元局長の国税庁長官就任は菅内閣官房長官の承認によることの確認
- ス 佐川元局長の国税庁長官就任は安倍内閣総理大臣を守ったことが評価されたとの見方に対する菅内閣官房長官の見解
- セ 大阪地検特捜部が森友学園案件に係る関係者の立件を見送った理由
- ソ 佐川元局長の証人喚問の際に、証人補佐人として熊田弁護士を採用することについての黒川東京高検検事長から菅内閣官房長官への報告の有無

タ 黒川東京高検検事長の勤務の再延長及び検事総長への任命を止めるべきとの意見に対する菅内閣官房長官の見解

チ 安倍内閣総理大臣が自身や総理夫人の森友学園案件への関与について確認して発言していれば職員
の自殺に至らなかったのではないかととの意見に対する菅内閣官房長官の見解

浦野靖人君（維新）

- (1) マイナンバーカードを利用した電子手続に窓口への出頭や紙の手続が残り一手間が生じている部分を
利便性向上のため解消する必要性
- (2) 地方公共団体における手続のデジタル化を推進するため国が主導して行う取組の内容
- (3) 不妊治療を保険適用とし公的負担とすることについての政府内での議論の現状
- (4) 個人情報保護と顔認証技術との関係
 - ア 顔認証技術の個人情報保護法上の位置付け
 - イ 国内では顔認証技術を個人の識別の目的に使用していないことの確認
- (5) 保育所等において新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合の対応を国はあらかじめ決めてお
くべきとの意見に対する見解
- (6) オンライン受診勧奨又は遠隔健康医療相談の活用を周知徹底すべきとの意見に対する見解
- (7) 韓国与党「共に民主党」が公表した放射能汚染地図の情報に関する令和2年1月31日の衆議院予算
委員会での質疑後における対応

吉田統彦君（立国社）

新型コロナウイルス感染症への対応

- ア クルーズ船の乗客を合わせた国内の感染者数が1,000人を超えた3月4日時点及び現時点におけ
る、国内の感染状況についての菅内閣官房長官の認識
- イ 感染拡大に伴う経済的影響に対し早急な対策をとる必要性及び補正予算により措置する場合の予
算規模
- ウ 日本銀行が現在保有する株式の含み損益の規模
- エ 日本銀行がETF（上場投資信託）の買入目標額の引上げを決定した理由及び買入方針の変更の
有無
- オ 日本銀行がETFを買い増すことで含み損が大幅に増大する可能性に対する日本銀行の認識
- カ 東京オリンピック・パラリンピックの開催の可否についての菅内閣官房長官の見解及び開催延期
に向けた調整の有無
- キ 感染症が重症化するメカニズムについて、若年者の重症化例を中心に集中的に解明していく必要
性
- ク NIH（アメリカ国立衛生研究所）において開発中のワクチンが感染拡大を抑制する可能性につ
いての政府の見解
- ケ 大阪大学が開発を進めている、患者の抗体を利用した治療法の開発の見通し
- コ 第一相試験が始まったワクチンが実用化されるまでの期間
- サ クルーズ船の空調方式についての菅内閣官房長官の認識
- シ 今般のクルーズ船における感染者の隔離、経過観察について、より効果的な方法があったとの指
摘に対する菅内閣官房長官の見解
- ス 廃業した宿泊施設や病院から転向したクリニックの活用など、より確実性の高い隔離、経過観察
体制の確立に向けた国を挙げての取組についての菅内閣官房長官及び西村国務大臣の決意

塩川鉄也君（共産）

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正

ア 国内における新型コロナウイルス感染症の現状認識

イ 改正案の審査における西村国務大臣の「国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が発生してきている、また、一部地域には小規模患者のクラスターが把握され、感染の拡大のおそれがある」旨の答弁が、現状認識として述べたものであることの確認

ウ 政府対策本部を設置する「蔓延のおそれが高いと認めるとき」の具体的状況

エ 改正案の審査において西村国務大臣が答弁した「国内で相当数の都道府県で患者クラスターが確認されるなど、現状よりも更に感染が拡大をして、今後の国内での流行が抑えられなくなった状況」が蔓延のおそれが高いと認めるときであることの確認

オ 「西村国務大臣の現状認識」と「蔓延のおそれが高いと認めるとき」の違い

カ 国内の感染状況について、「持ちこたえている」といえなくなる具体的な状況

キ 「蔓延のおそれが高いと認めるとき」とは、「感染のリンクを追うことが出来ない状態があちこちに生まれている状況」であるかの確認

ク エの答弁における「相当数の都道府県」及び「国内での流行が抑えられなくなった状況」の指標等の有無

ケ 緊急事態の要件

コ 国内の複数地域で感染経路が明らかでない患者が発生してきている状態と、緊急事態の要件としての「感染経路が特定できない場合」は、一致するのではないかの指摘に対する西村国務大臣の見解

サ 政府対策本部長である内閣総理大臣が基本的対処方針等諮問委員会に諮問する公示案において、緊急事態の要件の判断のための要素も提示するの可否かの確認

シ 緊急事態宣言の公示案において緊急事態の要件の判断要素を政府対策本部長が示すことは、専門家の判断に影響を与え、結果的に政府の一存で緊急事態が宣言されることにつながるのではないかの指摘に対する西村国務大臣の見解

(2) 治水対策

ア 埼玉県都幾川の国直轄区間の堤防が流されている状況が、国土交通省の災害情報において「堤防の決壊」ではなく「越水」として整理されていることに対する御法川国土交通副大臣の認識及び赤羽国務大臣の感想

イ アの堤防決壊箇所には危機管理型のハード対策がされていなかったとの指摘に対する政府の認識

ウ 堤防への危機管理型ハード対策の実施にとどまらず耐越水堤防の整備を進めるべきとの意見に対する政府の認識

(3) IR整備事業

ア カジノ管理委員会がIR整備基本方針案に対する検討事項の中で、国及び地方自治体の職員とIR事業者との接触ルールの必要性を指摘した理由

イ アの指摘を行うこととなったきっかけ

ウ カジノ管理委員会の第2回会議の議事概要において、「贈収賄等の不正行為によってIRの推進における公正性、透明性に疑念が抱かれることがないように」とされていることがイのきっかけではないかの確認

エ カジノ管理委員会の議事概要に「贈収賄等の不正行為によってIRの推進における公正性、透明性に疑念が抱かれることがないように」と記載されていることの確認

オ アの指摘における国の職員の範囲及びIR事業者の範囲の確認

カ 過去における国の職員とIR事業者との接触について検証する必要性

キ カジノ管理委員会事務局に監査法人又は法律事務所から出向している非常勤職員がいることで事業の公正公平性に疑問が持たれていることに対する対応の有無

ク 監査法人等に在籍したまま給与補填も可能となる非常勤職員では透明性・中立性に問題があると

の考えに対する政府の認識

ケ 特定任期付職員が、退職後に、元の監査法人に戻ることの可否

コ 独立性のあるカジノ管理委員会と I R 推進側の官庁の人事交流も規制されるべきとの考えに対する政府の認識

サ カジノ管理委員会の発足前まではカジノ管理委員会の設立準備室の事務局メンバーと I R 整備推進室の事務局メンバーが重複していたことの確認